

電気自動車・ハイブリッド車等に適用される暫定措置

	2021.1 - 2023.12	2024.1 - 2026.12	2027.1 以降
85.07 (蓄電池)のうち、 電気自動車等に使用される バッテリーパック	号変更、 バッテリーパックの 非原産バッテリーセル 又は非原産バッテリー モジュールからの組立て、 又は MaxNOM 70 % (EXW)	項変更(非原産のアク ティブ・カソード材 料からの変更を除 く。)、 又は MaxNOM 40 % (EXW)	項変更(非原産のアク ティブ・カソード材 料からの変更を除 く。)、 又は MaxNOM 30 % (EXW)91
85.07 (蓄電池)のうち、 電気自動車等に使用される バッテリーセル、バッテリーモ ジュール、部品	CTH; or MaxNOM 70 % (EXW)	項変更(非原産のアク ティブ・カソード材 料からの変更を除 く。)、 又は MaxNOM 50 % (EXW)	項変更(非原産のアク ティブ・カソード材 料からの変更を除 く。)、 又は MaxNOM 35 % (EXW)92
87.02-87.04 (乗用車・バス・ トラック)のうち、 ● プラグイン・ハイブリッド車 ● 電気自動車	MaxNOM 60 % (EXW)	MaxNOM 55 % (EXW)	MaxNOM 45 % (EXW) 及び車両の 推進力のための電 力の主要供給源と して使用される第 87. 07 項のバッテリーパ ックが原産品である こと。
87.02-87.04 (乗用車・バス・ トラック)のうち、 ● ハイブリッド車			MaxNOM 45 % (EXW)
87.02-87.04 (乗用車・バス・ トラック)のうち、 ● その他(ガソリンエンジ ン車等)	MaxNOM 45 % (EXW)		

(注) MaxNOM とは、産品に使用される非原産材料の価額ベースでの最大許容比率をいいます。

その計算式は、
$$\frac{\text{非原産材料の価額}}{\text{産品の工場渡し価額}} \times 100 (\%)$$
です。